

Information 土砂災害(特別)警戒区域の指定を進めています。

土砂災害防止法(※)に基づいて三重県では、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、順次結果を公表し、土砂災害のおそれのある区域を指定しています。

■ 土砂災害防止法(※)とは

土砂災害から国民の生命を守るために、土砂災害のおそれのある地域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転推進等のソフト対策を推進しようとするものです。

■ 土砂災害(特別)警戒区域の指定の流れ

① 基礎調査の実施

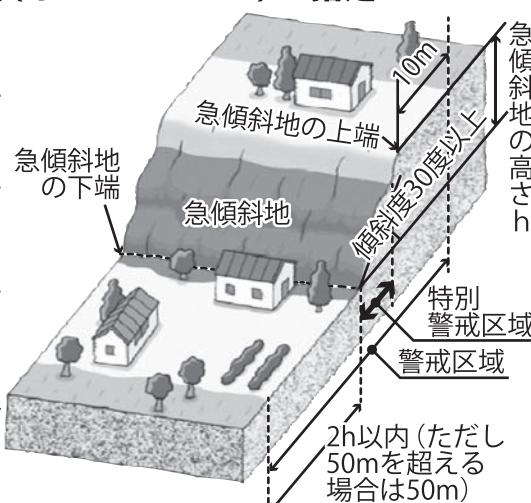
都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査します。

急傾斜地の崩落	土石流	地滑り
傾斜度が30度以上である土地が崩落する自然現象	山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一緒にとなって流下する自然現象	土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

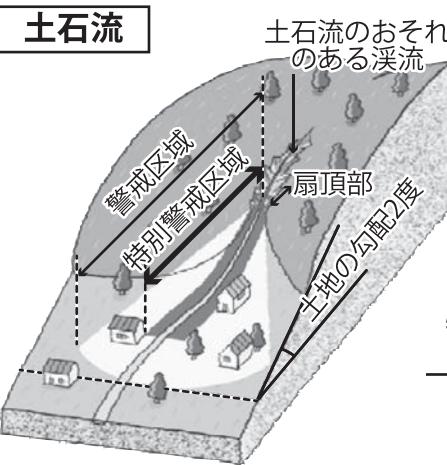
② 土砂災害警戒区域(イエローフーン)の指定

急傾斜地の崩壊

- イ) 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ) 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ) 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域



土石流

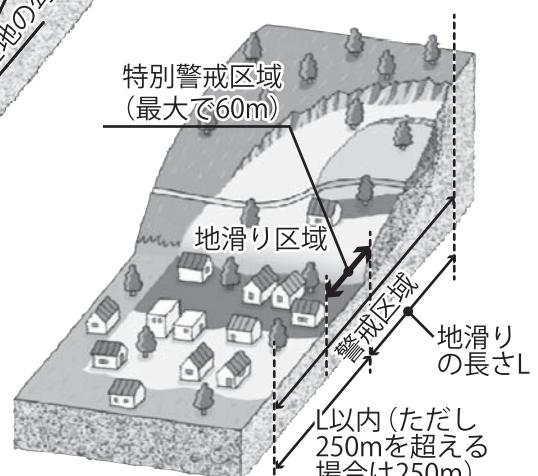


土石流の発生のおそれがある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

地滑り

イ) 地滑り区域(地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域)

ロ) 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は、250m)の範囲内の区域



☆土砂災害警戒区域(イエローフーン)のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)になります。

台風等で発令される避難情報のエリアメール

『土砂災害の危険性が極めて高くなっているため、○○○町に土砂災害に関する「避難勧告」を発令します。○○○○町の土砂災害警戒区域にお住まいの方は、直ちに予め定めた指定避難所に避難してください。』

の土砂災害警戒区域とは、このイエローフーン、レッドゾーンのことです。

尚、指定されていない地域は、土砂災害危険箇所のことです。

■ 龜山市の指定状況

現在、「急傾斜地の崩落」と「土石流」について先行調査をしています。「地滑り」については、それらの後になります。現在の調査、指定状況は以下のとおりです。

指定年月日	主な地区名	備考
急傾斜地の崩落・土石流	H26.3.11 関町坂下、関町沓掛、関町市瀬(一部)、安坂山町、両尾町(一部)	『三重県土砂災害情報提供システム』の土砂災害警戒区域マップ参照
	H27.3.31 小川町、辺法寺町、関町市瀬、両尾町、太森町(一部)、関町新所(一部)	
	H28.2.19 川崎町、田村町、太森町、みずきが丘、長明寺町、関町新所、関町泉ヶ丘、関町富士ハイツ、関町木崎、関町小野、関町白木一色、関町鷺山、関町会下、関町市瀬、白木町(一部)	
	H29.3予定 小野町、関町久我、関町越川、関町古厩、関町萩原、関町福德、関ヶ丘、白木町、布気町、南野町、加太向井、加太市場、加太板屋、加太神武、住山町、関町金場、加太梶ヶ坂、加太中在家、太岡寺町、加太北在家	三重県土整備部防災砂防課 ホームページ参照 http://www1.sabo.pref.mie.jp/mie_gis/G_genkyozu.html
	H30.3予定 阿野田町、菅内町、山下町、和賀町、楠平尾町、安知本町、三寺町、中庄町、下庄町、木下町、天神、関町新所、田茂町、野村町、海本町	『三重県土砂災害情報提供システム』の土砂災害危険箇所マップ参照
	H31.3予定 和田町、井尻町、栄町、椿世町、本町、北鹿島町、東台町、北町、東町、江ヶ室、本丸町、中屋敷町、羽若町、若山町、西町、市ヶ坂町、野村、南崎町、龜田町、川合町	

地滑り 『三重県土砂災害情報提供システム』の土砂災害危険箇所マップ参照

詳しくは『三重県議会議員長田たかひさ』のホームページ[土砂災害(特別)警戒区域]のページをご覧ください。